

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 6 回(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 こども育成部 こども青少年課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)				
開催日時		平成 2 6 年 8 月 8 日 (金) 午前 1 0 時 ~ 正午				
開催場所		相模原市産業会館 3 階 小研修室				
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	3 人 (こども育成部長、こども青少年課長、他 1 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		議 題 (1) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について (2) こどもミーティングについて (3) その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

議 題

(1) (仮称)子育て支援・子どもの権利条例の検討について

前回の協議での修正分について

委員長の進行により、第5章から附則まで、前回の協議での修正個所の説明を事務局より行い、修正した条例案について協議された。

第17条の見出しの「状況に配慮した」は、「配慮を必要とする」に置き換えてはいかがか。それに合わせて、条文も「困難な状況にある家庭」を「配慮を必要とする家庭」としてはどうか。

第18条について、市としては、救済委員を自治法上の附属機関とすることはできないということで調整済みということか。

市の方針として法務部局と調整済みである。

独任制は附属機関としておけないというのは間違いである。地方自治法第138条の第4項では、合議制に限るということになっているわけではない。他都市の独任制のオンブズマンなどは、知っている限りほとんどが自治法上の市長の附属機関である。相模原市としてそうしないというのがあるかもしれないが、法の解釈としては可能であることは申し上げておく。

この件に関しては、他の条文とあわせ、今後も調整していく。

救済委員の委嘱は、議会の同意は得るのか。

現段階では議会の同意は得ず、市長の委嘱のみと考えている。

救済委員の質の確保、救済機能の担保ができるのかが心配である。議会の同意は市民のチェックである。

救済委員の質をどう担保し、上げるか考えているか。

規則に書き込んだ中で、選考委員会などの手法も考えられる。決まった後は研修なども考えていく必要があると考えている。

選考委員会の根拠は何になるのか。

公募選考の都度、選考委員会の設置根拠となる要綱を作成する。公募し、要綱に基づいて開催、選考することになる。選考作業後は、選考委員会も終了となる。

これだけの権限を持つ救済委員を選考する委員は、他の選考とはレベルが違う。要綱に厳しい条件を付すべきではないか。

選考の方法は重要であるため、きちんと考えてもらいたい。

勧告や公表は合議でということだったが、独任で勧告も公表もいうのであれば、一人の判断で出来てしまうのは怖い気がする。

合議がいい場合もあるが、事務局としては、独任の速やかな対応を優先した。ただ、強い権限を持つので、内容によっては、合意の上で勧告するというような事務上のやり方を決める必要もあると思っている。目線合わせやすし合わせは必要と考えている。

独任と合議は条例上両立できないが、一人の暴走を止めるためには、要綱などで合議を必要とする内容を決めて歯止め作るのが良い。勧告など強いステップに至るときは合意のもとに行うというルールを決めて、連名で勧告することにすれば良い。

連携という言葉が何度も出てくるが、救済制度を始めるまでにしっかり連携の仕組みを作っておかないと制度が機能していかないとと思う。

非常勤特別職にはそれほどの権限があるように思えない。非常勤特別職という立場で連携していけるのか。子どもの申し出には保護者の承認がいるようなことになると、子どもの声が届かないことになってしまわないか。

非常勤特別職という身分で強い権限を持つこと、質の担保、委嘱後の連携など、ある程度見越して考え、条文に落とし込む必要があるため、法務部局、非常勤職員の担当部局など、関係課と調整していく。

前回の第22条、子どもに関する計画についての条文が無くなったが、計画の条文がないと、条例だけ見た人は、子ども・子育て支援事業計画としてやっていることがわからないのではないかと。別に計画があるということがわかるようにした方が良いのではないかと。具体的な計画名を載せる方が良いのではないかと。

計画名を載せることは法制執務の体裁上、難しいという法務担当課の判断があり、計画についての条文を削ぎ落としたのでそういう見え方になってしまうかもしれないが、第24条の第2号に「総合的かつ計画的なものであること」とあり、この規定をもとに位置付けたこういう計画があるということを条例の解説やパンフレットに書き込むなどして周知する方法もあると考えている。

市内に子育て支援団体がたくさんあると思うが、団体を支援しながら、地域の力を使ったり、連携していくということを、条例には無理だが、計画に入れる考えはあるか。

次世代育成支援行動計画に、基本目標10に地域の支えあいと市民とのパートナーシップの推進があるが、こういう計画の中に位置づけるということはある。

背景にあると思うが表に見えてこないのがもったいない。

行政の課題と考えている。新たな計画の策定を進めているので、策定後の周知の方法も考えていきたい。

条例案の修正後の全文について

委員長の進行により、第5章から附則までの修正を含め、前回までの協議で修正した条例案全体を通して協議された。

第1条に「子どもの大切な権利を自らが理解できるように」とあるが、学校や施設で教育するなど、できるようになることをやっていくということを入れた方が良いのではないか。

第2条の第3項に子どもに関わる施設を定義しているが、条文では一か所しか出てこないなので、あえて定義せず、第4項とまとめてはどうか。

第12条の第1項に、子どもへの教育について入れた方が良いのではないか。もっと教育を積極的にやっていかないと、子ども自身ができるようにはならないのではないか。

全体を通して、地域で子どもの居場所をどう確保して学ばせていくかが問題。条例に盛り込めないか。

前文で、全体に、何についてもそういうことがあるという風になれば良いのではないか。

いただいた意見を踏まえて法務担当課とも調整して、次回修正案を提示する。

(2) こどもミーティングについて

日程、会場、内容の説明及び、日程別の参加委員と役割分担についての説明を事務局より行った。

広報やチラシだけで人数が集まるか。

会場近隣の小中学校に依頼し、協力いただける返事はもらっているので、ある程度は見込めると考えている。

子どもたちが楽しかったと思ってもらえるように、何か啓発グッズなどがあれば配ってはどうか。

用意しようとは考えているが、委員さんで協力いただけるものがあればお願いしたい。

子どもの人数によっては、ファシリテーターが足りないのではないか。

申し込みの状況で、行政職員を増やすが、別日に都合のつく委員さんにもお願いしたい。

(3) その他

ミーティング後の開催が1回のみのため、9月9日に予定していた第8回の検討委員会を、こどもミーティング後の開催に変更するという意見が出されたため、新たな日程を後日調整することとした。

以上

（仮称）相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会委員
出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	岩城 栄二	横浜弁護士会 弁護士		出席
2	大溝 茂	桜美林大学教授	委員長	出席
3	小川 紳夫	元小山小学校長（退職校長会）		出席
4	森 長秀	日本大学准教授	副委員長	出席
5	遠藤 靖明	公募委員		出席
6	小林 祥子	公募委員		出席
7	下鳥 良礼	相模原人権擁護委員協議会		出席
8	田代 秀之	相模原市小中学校 P T A 連絡協議会		出席
9	田所 昌訓	相模原市自治会連合会		出席